

平成25年5月8日

事業参加薬局 御中

公益財団法人日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

## 報告にあたってのお願い（第5報）

平成24年度診療報酬改定における「一般名処方加算」の新設により、「一般名処方」に関連する事例報告が増えています。当該事例の入力方法について、報告にあたってのお願い（第4報）に加えご留意いただきたい事を取り纏めましたので、ご確認下さいますよう宜しくお願い申し上げます。また「医薬品の販売」事例の報告について入力例をお示しましたので、併せてご確認下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお過去にご連絡いたしました、「報告にあたってのお願い」（平成22年1月6日送付分）、および「報告にあたってのお願い（第2報）」（平成23年3月31日送付分）、「報告にあたってのお願い（第3報）」（平成24年1月20日送付分）、「報告にあたってのお願い（第4報）」（平成24年1月9日送付分）（下記【参考】参照）についても、引き続きご留意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

※10は第1報～第4報と併せた通し番号。第1報～第4報は3頁【参考】参照。

### 10 一般名処方 規格・剤形間違えの入力方法について

一般名処方の事例において、下記（入力例）の通り、規格・剤形の異なる「一般名」を取違えて調剤した結果、規格・剤形の取違えであるとともに、ブランド・製造販売業者が異なる医薬品の取違えの事例もある場合には、事例の発生場面は「薬剤取違え」ではなく「規格・剤形間違い」を選択してください。

（入力例）

一般名である「【般】バルプロ酸Na錠100mg」を処方されたが、誤って「【般】バルプロ酸Na徐放錠100mg」である「バルデケンR錠100mg」を調剤した。

◇入力方法

発生場面：内服薬調剤

事例の内容：規格・剤形間違い

処方された医薬品

|     |          |
|-----|----------|
| 販売名 | デパケン錠100 |
|-----|----------|

（一般名：【般】バルプロ酸Na錠100mg）

間違えた医薬品

|     |              |
|-----|--------------|
| 販売名 | バルデケンR錠100mg |
|-----|--------------|

（一般名：【般】バルプロ酸Na徐放錠100mg）

## 1.1 「医薬品の販売」事例の報告について

医薬品の販売（一般用医薬品の販売など）に関連し、薬局で発生したまたは発見された事例を報告して下さい。これまでに報告された主な事例は以下の通りです。

### ○薬局で発生した事例

- ・ O T C 薬を販売したが、使用期限が過ぎていた。
- ・ 緑内障に禁忌の医薬品を販売していた。医薬品を返品していただき、他の商品を販売した。

### ○薬局で発見された事例

- ・ 蕁麻疹を繰り返す患者に対し、O T C 医薬品の対応だけでは、治療不十分と考え、医療機関を紹介することになった。
- ・ 胃腸薬を購入される前に、お薬手帳から既往歴や併用薬を確認したところ、禁忌の疾患があることが判明した。当該胃腸薬は服用しない方が良いと説明し、患者も納得した。

**【参考】関連文書「報告にあたってのお願い」（平成22年1月6日送付分）、「報告にあたってのお願い（第2報）」（平成23年3月31日送付分）、「報告にあたってのお願い（第3報）」（平成24年1月20日送付分）、「報告にあたってのお願い（第4報）」（平成24年11月9日送付分）**

## 1 「実施の有無」について

本事業において「実施」とは、医薬品等の交付および医薬品の販売を行ったことを意味します。よって、患者が該当する医薬品（または特定保険医療材料）を服用または使用していない場合でも、患者に交付（投薬）後である場合は「実施あり」となります。

## 2 「当事者」について

当事者とは、事例に何らかの形で直接関わった者を指します。発生時に勤務していた 全職員ではありません。

## 3 テキスト情報「事例の内容」について

事例の内容が分かるように、「誰が、いつ、何を、どこで、なぜ、どのように」行ったかを具体的かつ明確に記述して下さい。

また、以下の3つの項目を盛り込んで記入して下さい。

- 1) 本来、行うこととしていた内容
- 2) 実際に行った内容
- 3) どのように誤りに気付いたか、その動機

## 4 テキスト情報「背景・要因」「改善策」について

類似事例の再発を防止する観点から、背景や貴局内で検討した改善策を、出来る限り入力して下さい。

## 5 「発生場面」、「事例の内容」について

- 1) 「発生場面」が「内服薬調剤」、「外用薬調剤」、「注射薬調剤」の複数項目に該当する場合は、再発防止の観点から最も重要なものを選択し、報告して下さい。複数の事象が同等に重要であると考えられる場合は、選択項目である発生場面は「他の調剤に関する場面」、事例の内容は「その他」を選択し、該当するカッコ内に詳細を記載して下さい。
- 2) コンピュータ（レセコン等）の入力間違いに関するヒヤリ・ハット事例については、裏面の「レセコン入力間違いに関する事例の選択肢の選び方」を参考にして入力して下さい。なお、上記の内容は、ホームページの「関連文書」に「レセコン入力間違いに関する事例の選択肢の選び方」([http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/text\\_report\\_guide\\_2.pdf](http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/text_report_guide_2.pdf))というファイル名で掲載されています。
- 3) 錠剤を0.5錠に分割せずに交付したなど、錠剤の分割にかかるヒヤリ・ハット事例については、「分包間違い」を選択して下さい。

## 6 「発生要因」、およびテキスト情報「背景・要因」について

テキスト情報の「背景・要因」には、「発生要因」の項目で選択した要因（例えば「確認を怠った」など）に至った原因や経緯などを、詳細に入力して下さい。

○例えば、「発生要因」で「確認を怠った」を選択した場合の「背景・要因」の入力例

(入力例)

- 1) いつも来局し、決まった薬が処方されている患者だった。今回は、処方薬が変更となっていたが、今回も同じ薬が処方されていると勘違いし、確認を怠った。
- 2) 風邪薬を販売する際、患者が集中し繁忙だったため、患者を待たせてはいけないと焦ってしまい、患者情報の確認を怠った。
- 3) 入力者は処方せんを確認しながらレセコンに入力していたが、当該薬に複数の規格があることに気づかず、確認を怠った。

(良くない入力例)

- 1) 未記入（空欄）
- 2) 確認することを忘れた。

## 7 「実施の有無」、「治療の程度」について

「実施の有無」にあたっては、以前送付した「報告にあたってのお願い」（平成22年1月6日送付分）のうち、「1 「実施の有無」について」において、入力時の注意点をご連絡させていただきましたが、引き続き、選択肢が誤って選択された事例が報告されていました。

そこで今回、ホームページの「関連文書」に、「実施の有無」、「治療の程度」の選択肢の選び方をまとめた、「実施の有無・治療の程度の選択肢の選び方」([http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/text\\_report\\_guide\\_4.pdf](http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/pdf/text_report_guide_4.pdf))を掲載しました。今一度、「入力ガイド」、および「1 「実施の有無」について」をご確認していただくと共に、「実施の有無・治療の程度の選択肢の選び方」を参考にして入力して下さい。

## 8 「一般名処方」に関連する事例の入力方法について

- 1) テキスト情報「事例の内容」「背景・要因」「改善策」

「一般名処方」に関連する事例である事が分かるように、テキスト情報「事例の内容」「背景・要因」「改善策」のいずれかに『一般名』という単語を使用して入力してください。

(入力例)

- 1) 一般名Aでの処方があった。以前より後発品Bでお渡ししていたが、誤って先発品Cで調剤・投薬を行った。
- 2) 一般名処方であったが、薬剤名を見誤り、薬剤Dと入力すべき所を薬剤Eと入力した。

### 2) 「医薬品に関する項目」

○事例（本来、行うこととしていた内容・実際に行った内容）中で、医薬品の販売名をひとつに特定できる場合、その「販売名」を入力してください。

(入力例)

一般名処方：【般】 フロセミド錠 20mg  
医薬品の販売名：ラシックス錠 20mg の場合  
<入力内容>  
厚労省コード：2139005F1052  
販売名：ラシックス錠 20mg  
製造販売業者名：サノフィ・アベンティス

○上記以外の場合は「一般名」を入力してください。

(入力例)

一般名処方：【般】 フロセミド錠 20mg  
医薬品の販売名：特定不可  
<入力内容>  
厚労省コード：(空白にして下さい)  
販売名：【般】 フロセミド錠 20mg  
製造販売業者名： - (ハイフン)

※「一般名」を入力する際には、「処方せんに記載する一般名処方の標準的な記載（一般名処方マスター）（[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryuhoken/shohosen.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryuhoken/shohosen.html)）」をご参照ください。（厚生労働省、平成24年7月1日現在）

## 9 本事業の報告について

### 1) 報告内容について

本事業は、医療におけるヒューマンエラーによる事例を収集対象としており、下記は報告対象外となります。

(報告対象外の例)

ヒューマンエラーに由来しない医薬品の副作用に関する報告  
レジの打ち間違い

### 2) 報告頻度について

本事業は医療安全対策のため、ヒヤリ・ハット事例を継続的に収集、分析し公表しております。  
継続的な事例の報告にご協力をお願いします。

### 3) 報告事例の修正、取り消しについて

一度本事業に報告いただいた事例については、内容の修正、取り消しは出来ませんので、報告前に必ずご確認をお願いします。

以上